

認定要綱(案)に関する委員会の指摘事項とその対応について

平成 20 年 7 月 29 日に開催した前回の委員会で、『汚染土壌浄化施設の認定要綱(案)』について、委員から指摘があった事項とその対応については下記のとおりです。

1. 住民説明会を事業者だけに任せると、形骸化するおそれがある。極端な言い方をすれば、事業者側に都合のいい住民ばかりを参加させて、問題なしとするケースなどが考えられ、どこかで府がチェックする必要がある。

要綱第 4 条の「住民説明会」の第 1 項の後に、第 2 項として「認定申請者は説明会の開催日を事前に知事に届出るものとする。」を付け加えるとともに、要綱の中に特に記載しませんが、府は説明会に立ち会うこととします。

2. 要綱のアセスに関して、縦覧等についての定めがない。

この要綱は、土壌浄化施設の設置の許可ではなく、あくまで認定することであり、縦覧等まで実施させることは過大な負担を与えることになると考えています。なお、アセスについての重要事項である調査項目、方法等については第 3 条の「事前協議」で決めることとしています。

3. 環境影響評価に「工事中の影響を含まない」とされているが、工事中の出入り等かなりの影響が考えられるが、他のところで何かカバーされているのか。

工事中の影響まで考慮する必要のある大規模な施設を設置する場合は、他法令での手続きが必要となり、本要綱の規定は適用されないことになる想定されます。そのため、本要綱では工事中の影響までは求めないことにしています。

4. 「軽微な変更」のひとつに「10%までの能力増」があるが、これは「認定時の能力の 10%増」を意味していることを明記しておくべき。

要綱第 12 条の「変更届出」の第 1 号を、「(1) 汚染土壌浄化施設に係る基本的事項のうち浄化能力に係る変更であって、認定時の浄化能力の 10%増までの周辺環境への影響が少ない軽微な変更」に修正します。

5．負荷が増大する場合にアセスが必要となるが、増大に関して数値化する必要があるのではないか。例えば現状の数値として、ある期間の平均値を使って設定するとか。

焼却炉等の施設の能力が10%以上増大するような場合には変更認定となり、アセスが必要になります。

6．第6条(2)の工程管理をより具体的に、(3)管理責任者も具体的に記述すべきではないか。

第6条(2)「汚染土壤の搬入・・・」の前に、「浄化施設の維持管理が前号の計画に基づき適切に行えるよう、汚染土壤の搬入、・・・」と追記します。また、(3)号「工程管理」の前に、「前号の工程管理を」と追記します。

7．ダイオキシン類に含まれるコプラナーPCBと指針でのPCBの関係はどうなっているのか。また、PCB汚染土壤の浄化の実態はどうなっているのか。

PCBの中にコプラナーPCBは含まれていますが、存在割合は低く、土壤汚染対策法でいうPCBは特にコプラナーPCBを分別していません。

8．第5条第5号の「公害防止計画」とは？大阪地域公害防止計画と関係するのか。

「大阪地域公害防止計画」との誤解が生じないように、第3条第3号にある「公害防止計画」を、「公害の防止に関する計画」という表現に、第5条第5号及び第11条第3号の「公害防止に関する計画」を、「公害の防止に関する計画」という表現に改めます。同様に「維持管理計画」についても、「維持管理に関する計画」という表現に統一します。

9．指定区域外の汚染土壤も受入れるのか。

指定区域から搬出される汚染土壤の処理をすることができる施設として認定するものですが、もちろん、指定区域外の汚染土壤も受入れは可能です。処理実績については報告を義務付けていますが、指定区域外の土壤の処理も含めたすべての汚染土壤の処理実績を報告対象としています。